

「住宅用火災警報器」設置されましたか!?



平成21年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。建物火災による死者の約9割は住宅火災から発生しており、火災をいち早く知らせる被害の拡大を防いでくれる住宅用火災警報器の重要性は高まっています。「まだつけていない」という人は、早めに設置しましょう。

消防職員及び消防団員が住宅用火災警報器の設置を促進するため、皆様のお宅に訪問指導を実施しております。皆様方のご協力をお願い致します。

お問い合わせ/
久留米広域消防本部 予防課 ☎0942-38-5159

注意

①購入について

住宅用火災警報器は、消防用設備機器販売店、電気店、量販店などで販売されています。

②選び方について

久留米広域消防本部では、国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した「鑑定」マークが付いている製品を推奨しています。



③取り付けについて

住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能です。設置を依頼する場合は、事前に見積もりを取り(他業者と見積もり比較するなど)、工事の内容をよく確認するなど納得の上で設置を依頼しましょう。

④点検について

機器は法的な(有資格者)点検義務はありませんが、有効に機能するように個人での点検をおすすめします。
(※機器の取扱い説明書を十分に読まれて、適切に維持管理してください。)

悪質な訪問販売について

(不適正な価格、無理強い販売など) 消防職員や市町村職員を装い、住宅用火災警報器を高額な価格で購入させようとする訪問販売に注意しましょう。中には設置しないと罰せられるなどと恐怖心をおおる業者もあり、考える時間を与えない手口もあります。消防署では、家庭を訪問して警報器を販売することは一切していません。 ●お問い合わせ/久留米市消費生活センター ☎0942-30-7700

119番通報は、落ち着いて確実に

あなたが、落ち着いて正確な情報を通報することで、救急車や消防車の到着が早くなり、被害を最小限に抑え、尊い命を救うことにつながります。災害はいつどこで起こるかわかりません。

「いざ」という時に備え、正しい119番のかけ方を身に付けましょう。

また、久留米広域消防本部管内の119番はすべて情報指令課で受信致します。



通報のポイント

火災	or	救急
火災ですか?		救急ですか?
場所はどこですか? 近くに目標物はありますか?		
何が燃えていますか?		病気ですか? けがですか?
逃げ遅れた人はいますか?		傷病者の年齢、性別、呼吸や意識の有無など、どのような状態ですか?
あなたの名前と電話番号を教えてください		

災害情報や日曜祝日に診療できる病院の案内電話番号

0180-999-789



久留米広域消防本部ホームページでも災害情報や日曜祝日に診療できる病院を見ることができます。

「検索エンジン」で検索してね!

久留米広域消防本部 検索

ホームページアドレス

<http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/index.html>

災害情報をメールでお知らせ

火災情報(発生時間、場所及び消火時間)を個人の携帯にメールでお知らせするサービスを行っております。

携帯電話登録受付用メールアドレス

<http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>

右のQRコードを読み取り、アクセスしてください



※メールの登録は無料ですが、通信費用は受信者負担となります。
※利用状況等の影響でメール受信が遅れたり、届かない場合があります。

(問)久留米広域消防本部 情報指令課 TEL.0942-38-5151 FAX.0942-32-4603

「みんなで築こう 人権の世紀」

久留米広域消防だより

<http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/index.html>

創刊号 保存版

2009 vol.1

平成21年12月発行



発刊のごあいさつ

平成21年4月に久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部が統合し、久留米市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町の3市2町を管轄する「久留米広域消防本部」として新たにスタートいたしました。

「安心・安全」に対する住民の皆様の関心が高まるなか、消防には効率効果的な消防体制を確立し、その責任を十分に果たしていくことが強く求められています。

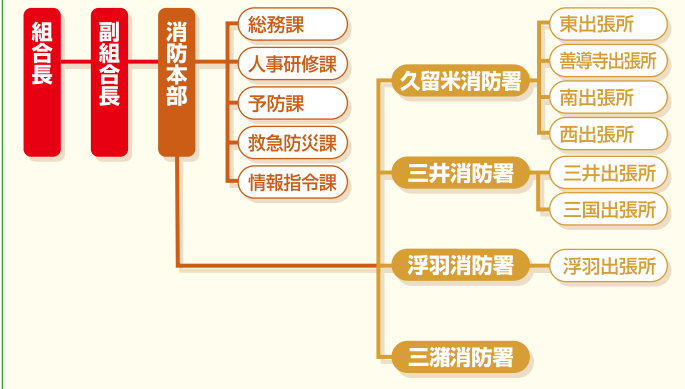
そのようななか、当消防本部の業務をご理解していただきたく、また、情報の提供を積極的に進めるために、今回の広報誌発行にいたりました。皆様には、広報誌を通じ、当消防本部につきましてもご理解をいただければ幸いです。

今後におきましても、より良い「安心・安全な地域社会」の確立に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

久留米広域市町村圏事務組合
久留米広域消防本部



消防本部組織図



久留米広域消防本部のあゆみ

旧久留米市消防本部

昭和22年10月1日 官設消防として、久留米消防署を開設。
 昭和23年3月7日 自治体消防として、久留米市消防本部・久留米市消防署を開設。
 平成17年2月5日 久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三瀬町が合併。4町区域の常備消防については福岡県南広域消防組合に継続加入。
 平成19年4月1日 福岡県南広域消防組合の消防緊急通信指令業務に関する事務委託を受け、共同運用を開始。

旧福岡県南広域消防組合消防本部

昭和46年11月25日 三井郡小郡町(現:小郡市)・大刀洗町・北野町・浮羽郡浮羽町・吉井町・田主丸町・三瀬郡三瀬町・城島町・大木町が久留米地区広域消防組合を設立。
 昭和60年1月 久留米地区広域消防組合を福岡県南広域消防組合に改称。

久留米広域消防本部

平成21年4月1日 久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部が統合し、久留米広域市町村圏事務組合の複合事務として、久留米広域消防本部が発足。

人口・世帯・面積

(平成21年4月1日現在)

	久留米市	小郡市	うきは市	大刀洗町	大木町	計
人口(人)	303,233	59,071	33,397	15,703	14,622	426,026
世帯(世帯)	119,352	21,313	10,495	4,602	4,453	160,215
面積(km ²)	229.84	45.50	117.55	22.83	18.43	434.15



1 久留米広域消防本部 久留米消防署

久留米市東櫛原町999-1
 ☎0942-38-5151(本部)(代) ☎0942-38-5161(署)



2 東出張所

久留米市東合川7丁目12-43
 ☎0942-43-8391



3 善導寺出張所

久留米市善導寺町飯田907-1
 ☎0942-47-0119



4 南出張所

久留米市上津1丁目5-20
 ☎0942-22-5017



5 西出張所

久留米市大善寺町宮本96-44
 ☎0942-26-3432



6 三井消防署

小郡市大板井279-2
 ☎0942-72-5101



7 三井出張所

三井郡大刀洗町大字下高橋381-1
 ☎0942-77-1000



9 浮羽消防署

久留米市田主丸町鷹取682-1
 ☎0943-72-4193



10 浮羽出張所

うきは市浮羽町東隈ノ上419-7
 ☎0943-77-2149



11 三瀬消防署

久留米市城島町江上上165-1
 ☎0942-62-2185

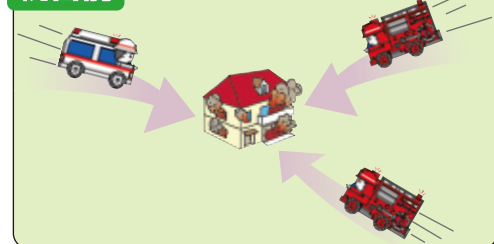
住民サービスの向上

統合後は、火災・救急・救助などの出動体制を見直しました。久留米・三井・浮羽・三瀬の4消防署から、通報を受けて最初に出動する車両が増えるほか、災害の規模に応じて段階的に追加して出動する体制も強化されます。

また、統合前は管轄外であった隣接地域にも、最寄りの消防署や出張所から出動することが可能になりました。地域によって現場到着時間を短縮することができ、住民サービスの向上につながります。

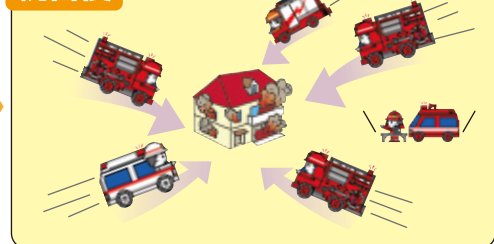
1 初動出動隊・追加出動体制の強化が可能になりました。

統合前



管轄地域が限定されていたため、初動出動隊数が少なかった。

統合後



初動出動隊数が増加すると共に、同時に他の災害に備えた補完体制が確立しました。

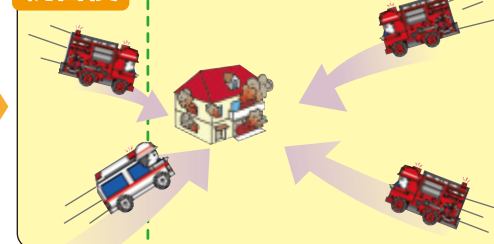
2 現場到着時間を短縮できるようになりました。

統合前



災害発生が近い場合も、管轄外だと出動することができなかった。

統合後



出動体制の見直しにより、地域によっては現場到着時間を大幅に短縮できるようになりました。